



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第78号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務（青少年家庭課） 2
の範囲等を定める規則の一部を改正する規則
- 島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（ ” ） 3

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（規則第41号）

1 規則の概要

規定及び様式の整備

2 施行期日

平成27年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表第10号右欄中「島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）」を「島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成27年島根県規則第41号）」に改め、同欄の 1 中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改め、同欄の 2 中「第 9 条第 2 項」を「第10条第 2 項」に改め、同欄の 3 中「第10条第 2 項」を「第11条第 2 項」に、「母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付（貸付期間延長）申請書」を「福祉資金増額貸付（貸付期間延長）申請書」に改め、同欄の 4 中「第11条」を「第12条」に、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書」を「福祉資金貸付減額申出書」に改め、同欄の 5 中「第13条第 2 項」を「第13条第 1 項及び第 2 項」に、「母子・父子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書の受理」を「申出書の受理及び知事への送付」に改め、同欄の 6 を次のように改める。

6 規則第14条の規定による届出の受理及び知事への送付

第 1 条の表第10号右欄の 7 中「第15条の 3 ただし書」を「第15条」に、「知事に納付される償還金又は違約金に係る現金の領収」を「連帯保証人変更承認申請書の受理」に改め、同欄の 8 中「第19条」を「第16条第 1 号」に、「連帯保証人変更承認申請書の受理」を「届出の受理及び知事への送付」に改め、同欄の 9 中「第21条第 1 項及び第 2 項」を「第17条各号」に改め、同欄に次のように加える。

10 規則第21条第 2 項の規定による福祉資金償還計画変更承認申請書の受理

11 規則第23条の規定による償還の指導（福祉資金の貸付けの申請日に当該申請をした者が当該市町村の区域内に住所を有していた場合に限り、その処理が困難を伴うものであるとして知事が処理することが適当である旨の通知を知事から

得た場合を除く。12において同じ。)

12 規則第24条の規定による知事に納付される償還金又は違約金に係る現金の領収

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第41号

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）に基づく母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けについては、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子福祉資金 法第13条及び第14条並びに法附則第3条第1項の規定により貸し付ける資金をいう。
- (2) 父子福祉資金 法第31条の6第1項から第3項まで及び同条第4項において読み替えて準用する法第14条の規定により貸し付ける資金をいう。
- (3) 寡婦福祉資金 法第32条第1項及び第2項並びに同条第4項において読み替えて準用する法第14条並びに法附則第6条第1項の規定により貸し付ける資金をいう。
- (4) 福祉資金 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金をいう。
- (5) 配偶者のない女子 法第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。
- (6) 配偶者のない男子 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。
- (7) 児童 法第6条第3項に規定する児童をいう。
- (8) 寡婦 法第6条第4項に規定する寡婦をいう。
- (9) 母子・父子福祉団体 法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。

（連帯保証人の資格）

第3条 令第8条第4項、第9条第1項（令第31条の7及び第38条において読み替えて準用する場合を含む。）、第31条の6第4項及び第37条第4項に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貸付けの申請をする日の6月前から引き続き県内に住所を有していること。
- (2) 独立の生計を営む者で保証能力を有しているものであること。

（貸付けの申請）

第4条 法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は法附則第3条第1項若しくは第6条第1項の規定により福祉資金の貸付けを受けようとする者は、福祉資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、申請者が2以上の資金の貸付けを申請する場合において、各申請書に添付すべき書類が同一であるときは、一の申請書にこれを添付し、他の申請書には当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該貸付けを受けようとする者の戸籍及び住民票の写し（外国人の場合にあっては、住民票の写し）
- (2) 連帯保証人の住民票の写し（連帯保証人を立てる場合に限る。）
- (3) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことを証する書類
- (4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
 - ア 法第13条第1項の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合 配偶者のない女子であって民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童であることを証する書類
 - イ 法第31条の6第1項の規定により父子福祉資金の貸付けを受けようとする場合 配偶者のない男子であって民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童であることを証する書類
 - ウ 法第32条第1項の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合 寡婦であることを証する書類又は寡婦であって民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者（以下このウにおいて「20歳以上である子等」という。）を扶養しているもの若しくはその扶養している20歳以上である子等であることを証する書類及び当該寡婦の前年の所得（1月1日から5月31日までの間に申請する場合にあっては、前々年の所得。オにおいて同じ。）についての所得等証明書
 - エ 法附則第3条第1項の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合 同項に規定する父母のない児童であることを証する書類
 - オ 法附則第6条第1項の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合 同項の規定の適用を受ける配偶者のない女子であることを証する書類及び当該貸付けを受けようとする者の前年の所得についての所得等証明書
- (5) 次に掲げる資金の種別に応じ、それぞれ次に掲げる書類
 - ア 事業開始資金（令第7条第1号、第31条の5第1号及び第36条第1号に掲げる資金をいう。）及び事業継続資金（令第7条第2号、第31条の5第2号及び第36条第2号に掲げる資金をいう。） 事業計画書（様式第2号）、事業に要する経費の見積書及び当該事業の収支の見込みが分かる書類
 - イ 修学資金（令第7条第3号、第31条の5第3号及び第36条第3号に掲げる資金をいう。以下同じ。） 修学修業先調書（様式第3号）
 - ウ 技能習得資金（令第7条第4号、第31条の5第4号及び第36条第4号に掲げる資金をいう。以下同じ。） 技能習得先調書（様式第4号）
 - エ 修業資金（令第7条第5号、第31条の5第5号及び第36条第5号に掲げる資金をいう。以下同じ。） 修学修業先調書（様式第3号）
 - オ 就職支度資金（令第7条第6号、第31条の5第6号及び第36条第6号に掲げる資金をいう。） 就職決定見込書（様式第5号）
 - カ 医療介護資金（令第7条第7号、第31条の5第7号及び第36条第7号に掲げる資金をいう。）
 - (7) 令第7条第7号イ、第31条の5第7号イ又は第36条第7号イの場合 診断及び所要経費見込書（様式第6号）
 - (4) 令第7条第7号ロ、第31条の5第7号ロ又は第36条第7号ロの場合 当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
 - キ 生活資金（令第7条第8号、第31条の5第8号及び第36条第8号に掲げる資金をいう。）
 - (7) 令第7条第8号イ、第31条の5第8号イ又は第36条第8号イの場合 技能習得先調書（様式第4号）及び家計の収支の見込みが分かる書類
 - (4) 令第7条第8号ロ、第31条の5第8号ロ又は第36条第8号ロの場合 当該医療又は介護を受ける期間を確認できる書類及び家計の収支の見込みが分かる書類
 - (7) 令第7条第8号ニ、第31条の5第8号ニ又は第36条第8号ハの場合 公共職業安定所長が交付する雇用保険受給資格者証又は離職等を証する書類及び家計の収支の見込みが分かる書類
 - ク 住宅資金（令第7条第9号、第31条の5第9号及び第36条第9号に掲げる資金をいう。） 住宅に関する計画書

(様式第7号)及び住宅の補修、保全、改築、増築等に要する経費の見積書

ケ 転宅資金(令第7条第10号、第31条の5第10号及び第36条第10号に掲げる資金をいう。) 賃貸借契約書の写し

コ 就学支度資金(令第7条第11号、第31条の5第11号及び第36条第11号に掲げる資金をいう。) 修学修業先調書
(様式第3号)

サ 結婚資金(令第7条第12号、第31条の5第12号及び第36条第12号に掲げる資金をいう。) 婚約証明書(様式第8号)

(6) 令第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする場合は、災害証明書(様式第9号)

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第5条 法第14条(法第31条の6第4項及び第32条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、福祉資金(団体)貸付申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 定款の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 前年度の収支計算書

(4) 理事の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であることを証する書類

(5) 法第14条(法第31条の6第4項及び第32条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する貸付けの対象となる事業を行っていること又は行うことを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの調査)

第6条 知事は、前2条の規定により福祉資金の貸付けの申請があったときは、申請者等に対する面接等により当該福祉資金の貸付けの目的を達成する見込みがあるかどうかを調査し、福祉資金貸付申請に対する調査書(様式第11号)を作成するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第7条 知事は、前条の調査に基づき、福祉資金を貸し付けるかどうかを決定し、貸し付けることを決定したときは福祉資金貸付決定通知書(様式第12号)により、貸し付けないことに決定したときは福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第13号)により当該福祉資金の貸付けを申請した者に通知するものとする。

2 当該福祉資金の貸付けを申請した者が連帯保証人を立てている場合は、知事は、貸し付けることを決定したときは福祉資金貸付決定通知書(様式第14号)により、貸し付けないことを決定したときは福祉資金貸付不承認決定通知書(様式第13号)により当該連帯保証人に通知するものとする。

(借用書の提出)

第8条 前条第1項の規定により福祉資金の貸付け決定の通知を受けた者は、速やかに福祉資金借用書(様式第15号)又は福祉資金(団体)借用書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

(福祉資金の貸付け等)

第9条 知事は、前条の借用書を提出した者に対し、福祉資金を貸し付けるとともに、福祉資金償還計画表(様式第17号)を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により福祉資金を貸し付けた者について福祉資金貸付台帳を備えるものとする。

(貸付けの継続)

第10条 法第13条第3項、第31条の6第3項又は第32条第2項の規定により引き続き福祉資金の貸付けを受けようとする者は、福祉資金継続貸付申請書(様式第18号)に当該貸付けを受けようとする者が令第5条第2項各号、第31条の3第2項各号又は第33条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 福祉資金のうち、現に修学資金又は修業資金の貸付けを受けている者は、当該貸付けを受けている期間中、毎年度知事が別に定める時期に次の各号に掲げる資金の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 修学資金 修学資金の貸付けを受けて就学している者が、現に就学していることを証する書類及び次年度においても就学する見込みであることを確認できる書類

(2) 修業資金 修業資金の貸付けを受けて知識技能を習得している者が、現に当該知識技能を習得していることを証する書類及び次年度においても当該知識技能を習得する見込みであることを確認できる書類

(福祉資金の増額及び貸付期間の延長)

第11条 現に福祉資金の貸付けを受けている者は、当該貸付けを受けている資金の額又は貸付期間が、令第7条各号、第31条各号又は第36条各号に定める限度に満たない場合において、当該資金の増額又は貸付期間の延長を必要とする事由が生じたときは、その限度の範囲内において、当該資金の増額又は貸付期間の延長に係る申請（貸付期間の延長に係る申請にあつては、福祉資金のうち、現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が行う場合に限る。）をすることができる。

2 前項の規定により福祉資金の増額又は貸付期間の延長を受けようとする者は、福祉資金増額貸付（貸付期間延長）申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

(福祉資金の減額)

第12条 福祉資金の貸付けを受けている者がその減額を希望するときは、福祉資金貸付減額申出書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

(福祉資金の貸付停止)

第13条 福祉資金の貸付けを受けている者に、令第12条第1項各号、第2項各号又は第3項各号（令第31条の7において読み替えて準用する場合を含み、令第12条第2項第2号及び第3号以外の規定にあつては、令第38条において準用する場合を含む。）に掲げる事由が生じたときは、福祉資金借主資格喪失申出書（様式第21号）を知事に提出しなければならない。この場合において、借主が既に死亡しているときは、相続人又は連帯保証人がこれを行うものとする。

2 前項の規定によらない事由により、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者で、将来に向かって貸付けを受けることを辞退する場合は、福祉資金貸付辞退申出書（様式第22号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申出があつたとき、又は令第13条の規定により福祉資金の貸付けを停止するときは、福祉資金貸付停止決定通知書（様式第23号）により当該貸付けを受けている者に通知するものとする。

(借主（連帯保証人）死亡届)

第14条 福祉資金の貸付けを受けた後に、次の各号に掲げる者が死亡したときは、それぞれ当該各号に定める者は、速やかに借主（連帯保証人）死亡届（様式第24号）を知事に提出しなければならない。

(1) 福祉資金の貸付けを受けた者 連帯債務を負担している借主、法定相続人又は連帯保証人

(2) 連帯債務を負担している借主 福祉資金の貸付けを受けた者、法定相続人又は連帯保証人

(3) 連帯保証人 福祉資金の貸付けを受けた者又は連帯債務を負担している借主

(連帯保証人の変更)

第15条 福祉資金の貸付けを受けた者（母子・父子福祉団体を除く。）は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第25号）を知事に提出しなければならない。

(氏名又は住所変更等の届出)

第16条 福祉資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該各号に定める書類に当該届出に係る事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 当該貸付けを受けた者、連帯債務を負担する借主又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。 氏名（住所）変更届（様式第26号）

(2) 当該貸付けを受けた母子・父子福祉団体が名称又は主たる事務所の所在地を変更したとき。 名称（所在地）変更届（様式第27号）

(3) 当該貸付けを受けた母子・父子福祉団体の理事に変更があったとき。 理事変更届（様式第28号）

(4) 当該貸付けを受けた母子・父子福祉団体に令第16条第3号から第5号まで（令第31条の7又は第38条において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事由が生じたとき。 福祉資金の借受けに関する事情の変更届（様式第29号）

（休学及び復学の届出）

第17条 福祉資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該各号に定める書類に当該届出に係る事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 修学資金の貸付けを受けて就学している者が転校したとき。 転校届（様式第30号）

(2) 修学資金の貸付けを受けて就学している者が休学したとき。 休学届（様式第31号）

(3) 修学資金の貸付けを受けて就学している者が復学したとき。 復学届（様式第32号）

（事業収益の使用）

第18条 福祉資金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、令第15条第1項第3号（令第31条の7又は第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業収益使用承認申請書（様式第33号）を知事に提出しなければならない。

（繰上償還）

第19条 令第8条第3項ただし書、第31条の6第3項ただし書又は第37条第3項ただし書の規定により償還金の繰上償還をしようとする者は、福祉資金繰上償還申出書（様式第34号）を知事に提出しなければならない。

（据置期間の延長）

第20条 令第8条第5項、第31条の6第5項又は第37条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、福祉資金据置期間延長申請書（様式第35号）を知事に提出しなければならない。

（償還計画の変更）

第21条 当該貸付けを受けた資金についての償還計画を変更しようとするときは、令第8条第1項から第3項まで、第31条の6第1項から第3項まで又は第37条第1項から第3項までに定める範囲内において償還方法の変更を申請することができる。

2 前項の規定により福祉資金の償還方法の変更をしようとする者は、福祉資金償還計画変更承認申請書（様式第36号）を知事に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第22条 令第19条第1項（令第31条の7又は第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払の猶予を受けようとするときは、福祉資金償還金支払猶予申請書（様式第37号）に当該猶予を受けようとする事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（償還の指導）

第23条 知事は、貸付けを受けた福祉資金の償還金の納期限を経過した者又はその連帯保証人に対して、当該償還金又は当該償還金に係る違約金の支払を促すために必要な指導を行うものとする。

（償還金等の支払）

第24条 福祉資金の貸付けを受けた者又はその連帯保証人による福祉資金の償還金又は当該償還金に係る違約金の支払は、知事が送付する納入通知書により島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第9号の指定金融機関等に払い込む方法又は口座振替の方法によらなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、福祉資金の貸付けを受けた者又はその連帯保証人は、同規則第11条第7項の収入分任出納員に対して現金により支払うことができる。

（償還の免除）

第25条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の

償還の免除を受けようとするときは、福祉資金償還免除申請書（様式第38号）に、当該免除を受けようとする事由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（違約金の徴収の特例）

第26条 令第17条ただし書（令第18条第2項（令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。））、第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）の規定により違約金の徴収の特例措置の適用を受けようとするときは、福祉資金違約金徴収特例措置適用申請書（様式第39号）を知事に提出しなければならない。

（一時償還）

第27条 知事は、令第16条（令第31条の7又は第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により福祉資金の一時償還を決定した場合は、福祉資金一時償還決定通知書（様式第40号）により当該貸付けを受けた者に請求するものとする。

（雑則）

第28条 この規則に定めるもののほか、福祉資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（以下「旧貸付規則」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この規則による改正後の島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

3 旧貸付規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第4条関係)

福祉資金貸付申請書

※受付		年 月 日		※決定		年 月 日		※取扱者		㊟	
申請者	資金の種別	資金		※決定	資金の種類	資金		児童・ 20歳以上 の 子 又 は 法 定 代 理 人	資金の種類	資金	
	申請金額	円			申請金額	円					
	貸付けの時期又は期間	(年 月 から 年 月 まで)			貸付の時期又は期間	(年 月 から 年 月 まで)					
	据置期間	(月・年)			据置期間	(月・年)					
	償還の方法及び期間	年賦 半年賦 月賦 年償還			償還の方法及び期間	年賦 半年賦 月賦 年償還					
ふりがな氏名	(男・女)		ふりがな氏名 (法人にあっては、法人名及び代表者の氏名)	(男・女) (借主との続柄)							
生年月日	年 月 日		生年月日 (法人にあっては、不要)	年 月 日							
住所(番地、アパート等名称及び部屋番号まで記入)	(電話番号)		住所(法人にあっては、所在地)	(電話番号)							
現在の職業(会社名)又は修学修業先(学年)			現在の職業(会社名)又は修学修業先(学年)(法人にあっては、不要)								
母子・父子・寡婦世帯となった年月日			年 月 日		母子・父子・寡婦世帯となる前の婚姻関係	<input type="checkbox"/> 法律婚 <input type="checkbox"/> 事実婚					
母子・父子・寡婦世帯となった理由			<input type="checkbox"/> 病死 <input type="checkbox"/> 交通事故死 <input type="checkbox"/> その他死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 遺棄 <input type="checkbox"/> 未婚の父母 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> その他								
家	氏名	借主との続柄	満年齢	職業又は学校名(学年)	現住所						

族					
連 帯 保 証 人	氏 名 (ふりがな)	申請者との関係	生年月日	住所 (番地、アパート等名称及び部屋番号まで記入)	
	(男・女)			(電話番号)	
	職業 (会社名)	家族数 (本人を除く。)	収入月額	負 債	
貸付けを受けようとする理由					
資 金 の 使 途	種 目	金 額 (円)	種 目	金 額 (円)	
返 済 の 財 源					
生 計 及 び 資 産 の 状 況	平 均 月 収		資 産	(不動産) 田 a 畑 a 山林 a 宅地 m ² 家屋 m ² (動 産)	
	生活費の財源		負 債	円	
他 の 借 入 金 の 状 況	借入金種別				
	借入年月日 (借入期間)	年 月 日 (年 月から 年 月まで)	年 月 日 (年 月から 年 月まで)	年 月 日 (年 月から 年 月まで)	年 月 日 (年 月から 年 月まで)
	償還完了予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	借 入 金 額	円	円	円	円
	未 償 還 額	円	円	円	円
	借 入 先				
備 考	福祉資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。 年 月 日 申 請 者 氏名 ㊟ 児 童 氏名 ㊟ 20歳以上の子				

上記の借入れについて同意します。

法定代理人

氏名

㊟

(親権者又は未成年後見人)

(法人にあつては、法人名及び代表者の氏名)

上記の借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人

氏名

㊟

島根県知事

様

(注)

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 「資金の種別」欄は、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 「貸付けの時期又は期間」欄は、修学資金、技能習得資金、修業資金及び生活資金を申請する場合にのみ記入すること。
- 4 「償還の方法及び期間」欄は、年賦、半年賦、月賦の各償還方法のうち希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。
- 5 「児童・20歳以上の子又は法定代理人」欄は、修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金を申請する場合にのみ記入すること。
- 6 「母子・父子・寡婦世帯となった年月日」欄及び「母子・父子・寡婦世帯となった理由」欄は、該当する事項の□にレ印を付けること。
- 7 「家族」欄は、申請者と生計を一にしている家族で、申請者以外のものを記入すること。
- 8 「連帯保証人」欄は、貸付決定の後提出する借用書に署名押印して連帯債務を負うべき連帯保証人となる予定者について記入すること。
- 9 「貸付けを受けようとする理由」欄は、簡明に要約すること。
- 10 「資金の使途」欄は、修学資金、技能習得資金、修業資金及び生活資金については、月当たりの所要額を記入すること。その他の資金については、母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金のみの資金使途について記入すること。
- 11 「生計及び資産の状況」欄の「生活費の財源」は、毎月消費する生活費の財源内訳を、例えば営業収入、長女給料、遺族扶助料、生活扶助、実家援助等を記入すること。
- 12 申請者が児童の場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の署名押印を要する。

様式第2号 (第4条関係)

事業計画書

1 基本事項

申請者	氏名	④	住 所
店舗等名称			店 舗 等 住 所
店 舗 面 積		m ²	店舗等立地条件
事 業 の 内 容 (取扱商品・サービス・セールスポイント等具体的に)			
事 業 対 象 (取 引 先)			
近 隣 の 同 業 者 の 状 況			
開業の目的・動機又は 継 続 資 金 の 必 要 性			
事 業 経 験		年 (その内容)	
事 業 従 業 者		人 (その内訳)	
資格・特技・許認可状況			
現 在 の 事 業 内 容		(開始年月日 年 月)	
従 事 内 容			
現 有 設 備			
手 持 資 材 等			
月 平 均 収 支			

2 必要な資金

使 途		金 額 (円)	詳 細
設 備 資 金			
運 転 資 金			
合 計			

3 資金計画

項 目	金 額 (円)	具体的内容 (挙証資料を添付してください。)
自己資金 (預貯金等)		
近親者等からの援助		
近親者等からの借入		
他金融機関からの借入		(借入先:)
		(借入先:)
		(借入先:)
福 祉 資 金		
そ の 他		(具体的に)

合 計		
-----	--	--

4 事業計画及び資金・返済計画（収支計算）（平均的な1月分を記載してください）

		開業当初又は現在の売上	軌道に乗った後 (月後)	売上高、売上原価、経費計算の根拠 (具体的に)
		A	B	
前月からの繰越金				
売上 代 金	現金売上高			A【開業当初又は現在の売上】
	売掛金回収			
	受取手形入金			
	()			
	()			
合 計				
仕 入 代 金	現金仕入			B【軌道に乗った後】
	買掛金支払			
	支払手形決済			
	()			
	()			
合 計				
経 費	人件費			B【軌道に乗った後】
	家賃			
	光熱水費			
	通信費			
	消耗品費			
	販売手数料			
	減価償却費			
	()			
差 引 残				
福祉資金償還金				
その他の借入返済金				
翌月への繰越金				

5 商工会議所・商工会（各種金融機関等）の経営診断の専門家によるアドバイスの内容

相 談 日	年 月 日 ()	
	時から	時まで
アドバイスを受けた相手方	所属	氏名
	連絡先電話番号	
相談・アドバイスの内容		
商工会議所・商工会で事業・経営相談を受けられた際のアドバイスの内容について記載してください。 (他金融機関等で経営診断等を受けられた場合には、その結果資料を添付してください。)		
(1) アドバイス又は確認を受けた内容		
① 基本事項		
店舗等の規模及び立地条件		
事 業 の 内 容		

取扱いの商品及びサービス
セールスポイント
近隣の同業者の状況
開業の目的（事業開始資金のみ）
継続資金の必要性（事業継続資金のみ）
従業者の人数・能力について
現在の事業内容について（事業継続資金のみ）
② 必要な資金
資金の使途、積算等
③ 資金計画
④ 事業計画及び資金・返済計画（収支計算）
収入基礎について
販売先について
仕入先について
各項目の積算について
返済財源、純利益について
(2) アドバイスに基づき計画を改善された内容

○商工会議所・商工会の方へのお願い

申請者が記載した上記の相談・アドバイスの内容について、後日島根県又は申請者の居住市町村から照会させていただきますのでご了承ください。

様式第3号 (第4条関係)

修学修業先調書

修 学 修 業 先	名称及び 代表者名	
	所在地	
修学修業の種類 及び方法		
修学修業の期間		年 月から 年 月まで
修学修業後の 資格免許等		
就 職 の 希 望 又 は 予 定		
その他参考事項		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

㊟

(注)

- 「修学修業先」欄の「名称及び代表者名」の記載に当たっては、修学修業先が公立の学校、施設等の場合には、その代表者名は記入する必要がない。
- 「修学修業の種類及び方法」欄は、学校であれば学部課程などを、修業の場合はその内容を具体的に記入すること。
- 「その他参考事項」欄は、修業先の設置される根拠法令等を記入すること。

様式第4号 (第4条関係)

技能習得先調書

技能 習 得 先	名称及び 代表者名	
	所在地	
技能習得の種類 及び方法		
技能習得の期間		年 月から 年 月間 年 月まで
技能習得後の 資格免許等		
就職の希望 又は予定		
その他参考事項		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人住所

氏名

㊟

(注) 「技能習得先」欄の「名称及び代表者名」の記載に当たっては、技能習得先が公立の学校、施設等の場合には、その代表者名は記入する必要がない。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

就職決定見込書

就 職 者	氏 名		就 職 先	名 称	
	住 所			所在地	
職 務 内 容			就 職 見 込		年 月 日
そ の 他 参 考 事 項					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

事業主 住 所

氏 名

㊞

様式第6号 (第4条関係)

診断及び所要経費見込書

受 診 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所		世帯主名	
			加入保険	国保 船員保険 健保 日備健保 負担率 割

この患者については、下記のとおり症状につき診療を要する(要しない)ものと認めます。

医療機関 所在地

名 称

担当医師

㊞

島根県知事 様

年 月 日

診 療 年 月 日		年 月 日	
傷 病 名	(1)	発病年月日	年 月 日
	(2)	初診年月日	年 月 日
	(3)	主 訴	年 月 日
現 在	(具体的に記入してください。)		
診療見込期間	通院 月 日から 日間 (月間)	入院 月 日から 日間 (月間)	
診 療 見 込		予後の見通し	
区 分	最 初 の 1 か月分	その後の診 療費見込額	
初診・再診・往診料		回 点	回 点
投 薬	(薬品名・用量)	回 点	回 点
注 射	(薬品名・用量)	回 点	回 点
そ の 他	(手術・処置・検査等の名称)	回 点	回 点
入院 (完看・完食・寝具)		回 点	回 点
計		点	点
診 療 費	合 計	うち加入保険	そ の 他
	円	円	円
			本人負担額 円

様式第7号 (第4条関係)

住宅に関する計画書

申請者	氏名	Ⓜ		住	所			
住宅の現況	住宅の構造							
	建物の面積	(1階)	m ²		(2階)	m ²		
	建築年月日	年		月	日			
	所有区分	自家	取得年月日	年	月	日		
		他家	借家年月日	年	月	日		
		(所有者との関係)		(家賃)		月	円	
	居住構成	(家族)		(家族以外の同居人)				
補修、保全、改築、増築等の経緯								
補修、保全、改築、増築等を必要とする理由								
補増修築・等保の全計画改築・	箇所	補修・保全・改築・増築等の別		構造	面積 (m ²)	計画の概要	所要金額 (円)	備考
	合計							
経費内訳	種目	規格品質	数量	金額(円)	種目	規格品質	数量	金額(円)
					合計			
資金計画	福祉資金			円				
	自己資金			円	その他の内訳			
	その他			円				
備考								

(注)

1 「住宅の現況」欄の記入について

- (1) 「住宅の構造」欄は、木造平屋建わらぶき、木造2階建かわらぶきのように記入すること。
- (2) 「建築年月日」欄は、自家、他家にかかわらず記入すること。推定による場合は、年月日の前に「推定」と記入すること。
- (3) 「所有区分」欄は、自家、他家のいずれかを○で囲み、該当事項を記入すること。
- (4) 「居住構成」欄は、申請書に記入する扶養家族以外の居住者、例えば同居世帯、下宿人等についてその世帯員

数、職業、家賃、下宿料等主要な状況を記入すること。

(5) 「補修、保全、改築、増築等の経緯」欄は、現在までに補修、保全、改築、増築等を行った事実に基づいて、その時期、箇所、規模等について記入すること。

(6) 「補修、保全、改築、増築等を必要とする理由」欄は、具体的にその理由を記載すること。

2 「補修、保全、改築、増築等の計画」欄は、それぞれの箇所別に記入し、所要金額の合計は、下欄の経費内訳の合計欄と符合すること。その他の欄も詳細に記入し、余白が足りないときは、別紙に記入し添付すること。

3 「経費内訳」欄は、補修、保全、改築、増築等の計画全体の経費を確実に記入すること。

4 「資金計画」欄は、所要経費の総額について記し、特にその他の内容を具体的に記載すること。

5 添付書類

(1) 計画部分の平面図

(2) 計画に要する経費について専門家（建築士等）の見積書

様式第 8 号 (第 4 条関係)

婚約証明書

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	
被 扶 養 者 の 住 所 及 び 氏 名	
婚 約 者 の 住 所 及 び 氏 名	
結 婚 予 定 年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり婚約していることを証明します。

年 月 日

民生委員・児童委員

Ⓔ

様式第9号 (第4条関係)

災害証明書

被害者の 住所及び氏名	
被害年月日	年 月 日
被害の原因	
被害金額	住宅 円 家財 円
被害の内容	

上記のとおり災害を受けたことを証明します。

年 月 日

市町村長



様式第10号 (第5条関係)

福祉資金(団体)貸付申請書

※受付	年 月 日	※決定	年 月 日	※取扱者	㊞					
申 請	資 金 の 種 別	資 金		※ 決 定	資 金 の 種 別	資 金				
	申 請 金 額	円			申 請 金 額	円				
	貸 付 け の 時 期	年 月			貸 付 け の 時 期	年 月				
	据 置 期 間				据 置 期 間					
	償還の方法及び期間	年賦	半年賦		月賦	年賦	半年賦	月賦		
		年償還				年償還				
法人の名称及び主たる事務所の所在地		ふ り が な 法 人 の 名 称								
		主たる事務所の所在地								
法人の設立許可(認可)及び登記		設立許可(認可)年月日								
		設立登記年月日								
貸付けを	事業場の所在地									
受けよう	事業の種類									
とする事業場の所在地等	事業場の使用人員	法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦		その他の者	計					
				名	名	名				
上記の事業にその他の者を使用するときはその理由										
理 事 の 氏 名 等	氏 名	男女の別	生年月日	配偶者の有無	住 所	職業及び収入年額	主な資産及び負債			
貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦の氏名等	氏 名	生年月日	配偶者の有無	住 所	家 族 の 状 況					
					氏名	年齢	扶養の有無			
		物件	土地	建物	附帯設備	什器備品	有価証券	預金現金	その他	計

法人の年資産月の状況現在)	数量、評価額等									
	基本財産	数量	m ²	構造	m ²	構造	品名	数量	種類	
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	運用財産	数量	m ²	構造	m ²	構造	品名	数量	種類	
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円
	負債	内訳		福祉資金借入金		その他の借入金		未払金 その他		合計
		金額		円		円		円		円
資産総額			円	正味資産額 (資産総額－負債総額)					円	
貸付けを受けようとする事業の概要及び資金の用途についての計画										
償還計画	償還年次	償 還 金 充 当 財 源 の 調 達 方 法								
	1 (年)									
	2 (年)									
	3 (年)									
	4 (年)									
<p>福祉資金を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>主たる事業所の所在地 法人の名称 代表者職氏名 印</p> <p>島根県知事 様</p>										

(注)

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 「資金の種類」欄は、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 「償還の方法及び期間」欄は、年賦、半年賦、月賦の各償還方法のうち希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。
- 4 「家族の状況」欄は、事業に使用される者が現に扶養している児童及びその他の家族について記入すること。
- 5 「法人の資産の状況」欄の記入について
 - (1) 「基本財産」及び「運用財産」欄の「評価額」は、時価を記入すること。
 - (2) 「負債」欄の「その他の借入金」については、借受先、償還方法等を明らかにした書面を別途添付すること。

-
- (3) 「資産総額」欄は、資産総額及び運用財産の評価額の合計額を記入すること。
- (4) 「正味資産額」欄は、資産総額から負債総額を差し引いた額を記入すること。
- 6 「貸付けを受けようとする事業の概要及び資金の使途についての計画」欄は、事業場の構造面積、事業内容、事業費総額、貸付金の使用目的等について具体的に記入すること。
- 7 「償還計画」欄は、償還金充当財源の調達方法をできるだけ具体的に記入し、償還が可能であることを明らかにすること。

様式第11号 (第6条関係)

年 月 日

福祉資金貸付申請に対する調査書 (資金)

申請者 氏 名			生	生活程度	1 生活保護世帯
住 所					2 生活困窮世帯
申請資格	母子家庭 父子家庭 寡 婦	配偶者との関係 児童扶養の事実	活	本人の月収	(内訳)
	父母のない児童	父母との関係			円
現在の 職業状況			状	家族の月収	(内訳)
家 族 の 状 況					円
	資 産			負債	不動産 田 a
		畑 a			
負 債			市町村民税 賦 課 額	山林 a	
				宅地 m ²	
住 居			償 還 の 熱 意 及びその見込	動産 家屋 m ²	
				(内訳)	
生活歴			1 持家 2 借家 3 借間	円	
健康、信用 の 程 度				年額 (未納額)	
事業計画の状況 (事業開始 事業継続 資金)	事業の適正			円	
	事業の規模				
	同業者関係				
	場所的条件				
	現在の事業状況				
	資金計画の良否				
	事業の将来性				
就職、修学 修業の状況 (就職支度 就学支度 技能習得 修学、修業 資金)	就職、修学 修業の適性				
	就職、修学 修業先の状況				
	就職、修学修業 後の将来性				
連 帯 保 証 人	資 力 状 況				
	信 用 の 程 度				
	申 請 者 と の 関 係				
	居 住 期 間				

その他の参考事項	
総 合 意 見	

様式第12号（第7条関係）

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日
	第 号
	年 月 日

様

島根県知事



福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 福祉資金の貸付については、下記のとおり貸し付けることとしたので通知します。

記

資金の種類及び種別	福祉資金 (資金)			
貸付金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで	円
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 年 %		
貸付期間			年 月から 年 月まで	
据置期間			年 月から 年 月まで	
償還期間			年 月から 年 月まで	
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦	1 回目の償還額 円 2 回目以降の償還額 円
備 考				
連帯借主	住 所 氏 名			
連帯保証人	住 所 氏 名			

(注)

- 同封の借用書に必要事項を記入して押印の上、借主、連帯借主及び連帯保証人の印鑑登録証明書を1通ずつ添付し、10日以内に提出してください。
- 貸付金の交付は、届出のあった口座に、借用書提出後速やかに送金します。ただし、修学資金については3箇月に1回3箇月分をまとめて、生活資金については該当月分を月の初日に、修業資金及び技能習得資金については該当月分を月の中旬に送金します。
- 「利率」及び「償還方法」の欄は、該当する項目の□の中に*印を記入しています。
- 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年5.0%の割合で違約金を徴収します。
- 事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付けを受けた者は、速やかに当該計画を遂行すること。また、やむを得ず貸付申請に係る計画を変更する場合は、事前に県の了解を得ること。

様式第13号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事



福祉資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 福祉資金の貸付けについては、下記の理由により不承認とすることとしたので通知します。

記

資金の種類及び種別	福祉資金 (資金)
理 由	

様式第14号（第7条関係）

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日
	第 号
	年 月 日

様

島根県知事



福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付けであなたを連帯保証人として申請のあった 福祉資金について、下記のとおり貸付けを決定したので通知します。

なお、借主又は連帯借主が償還しない場合は、連帯保証人であるあなたにお支払いいただくこととなりますので、御承知おき願います。

記

資金の種類及び種別	福祉資金 (資金)			
借主氏名				
連帯借主氏名				
貸付金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで	円
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %			
貸付期間	年 月から 年 月まで			
据置期間	年 月から 年 月まで			
償還期間	年 月から 年 月まで			
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1 回目の償還額		円
		2 回目以降の償還額		円
備 考				

(注)

- 1 県から福祉資金貸付決定通知書を受けた借主及び連帯借主は、借主、連帯借主及び連帯保証人が署名し押印した借用書を知事に提出しなければなりません。ついては、借主宛てに送付した貸付決定通知書に同封してある借用書の連帯保証人欄に自署して実印を押印の上、借用書1通につき印鑑登録証明書を1通ずつ添付し、借主を通じて10日以内に提出してください。
- 2 連帯保証とは、主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行責任を負うものであるため、借主又は連帯借主が償還金を滞納した場合には、連帯保証人が償還する責任を負うこととなります（民法第446条）。
- 3 保証債務には、利子及び違約金も含まれます（民法第447条）。
- 4 保証とは、債権者である県と連帯保証人との契約であるため、連帯保証人からの一方的な通告で連帯保証人の地位を降ることや、借主、連帯借主又はその両者との間の合意のみで変更することはできません。また、保証債務は、相続人に引き継がれます。
- 5 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年5.0%の割合で違約金を徴収します。
- 6 連帯保証人には、催告の抗弁権（民法第452条）及び検索の抗弁権（同法第453条）は認められていません。

様式第15号 (第8条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日

年 月 日

島根県知事

様

借 主 住所

ふりがな

氏名

④

連 帯 借 主 住所

ふりがな

氏名

④

法定代理人 住所

(親権者又は未成年後見人)

ふりがな

氏名

④

(法人にあっては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

福祉資金借用書

次のとおり借用いたします。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

資金の種類及び種別	福祉資金 (資金)			
借用金額	金	円	月額	年 月から 年 月まで 円
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %			
借用期間	年 月から 年 月まで			
据置期間	年 月から 年 月まで			
償還期間	年 月から 年 月まで			
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1 回目の償還額		円
		2 回目以降の償還額		円
備 考				

上記の借入れに係る借入元金、利子及び違約金について連帯して債務を負担します。

連 帯 保 証 人 住所

ふりがな

氏名

④

(注)

- 母子世帯若しくは父子世帯における児童又は寡婦世帯における子に係る修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借用する場合（児童又は20歳以上の子が借主となる場合を除く。）は、連帯借主となる児童又は子の氏名を記入し押印すること。

- 2 借主が児童の場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の署名押印を要する。
- 3 貸付決定通知書に記入されている事項を参照し、誤りのないよう記入すること。記入を訂正したときは、必ず借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の訂正印を押印すること。
- 4 金額等の数字は、0、1、2、3、4、5などのように算用数字を用いること。
- 5 収入印紙の貼付けは、不要である。
- 6 借主、連帯借主又は法定代理人及び連帯保証人は、それぞれが必ず自署し、それぞれの実印を互いに重ならないように押印の上、借主、連帯借主又は法定代理人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。
- 7 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年5.0%の割合で違約金を徴収する。

様式第16号 (第8条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日
	年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

㊞

連 帯 借 主		
氏 名	住 所	印

福祉資金 (団体) 借用書

次のとおり借用いたします。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

資金の種類及び種別	福祉資金 (資金)	
借用金額	金 円	
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %	
据置期間	年 月から 年 月まで	
償還期間	年 月から 年 月まで	
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1 回目の償還額 円
		2 回目以降の償還額 円
備 考		

(注)

- 母子・父子福祉団体が母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条に定める資金を借用する場合は、当該母子・父子福祉団体の役員（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第1条の3で定める役員に限る。）の全員が、連帯債務を負担する借主として氏名及び住所を記入し、押印すること。
- 貸付決定通知書に記入されている事項を参照し、誤りのないよう記入すること。記入を訂正したときは、必ず法人の代表者又は連帯借主の訂正印を押印すること。
- 金額等の数字は、0、1、2、3、4、5などのように算用数字を用いること。
- 収入印紙の貼り付けは、不要である。
- 法人の代表者印を押印し、連帯借主はそれぞれが必ず自署し、各実印を互いに重ならないように押印の上、法人の代表者及び連帯借主全員の印鑑登録証明書を添付すること。
- 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年5.0%の割合で違約金を徴収する。

様式第18号（第10条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

申 請 者 住所

氏名

⑩

法定代理人 住所

（親権者又は未成年後見人）

氏名

⑩

（法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名）

福祉資金継続貸付申請書

次のとおり 福祉資金の借主が死亡しましたが、この資金を継続して貸し付けられるよう申請します。

死亡者 （生前） 住所

氏名

上記の申請に同意の上、借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

年 月 日

連帯保証人 住所

氏名

⑩

(注)

- 1 この申請書は、借主（連帯保証人）死亡届（様式第24号）と同時に提出すること。
- 2 借主の住民票の除籍謄本を添付すること。

様式第19号 (第11条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ⑩連 帯 借 主 住所
氏名 ⑩法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ⑩

(法人にあっては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

福祉資金増額貸付 (貸付期間延長) 申請書

次のとおり 福祉資金を増額 (貸付期間を延長) して借り受けたいので申請します。

増 額 金 額	金 円 (月額 円)
増 額 期 間	年 月から 年 月まで (年 月間)
延 長 期 間	年 月から 年 月まで (年 月間)
延長による貸付金額	金 円 (月額 円)
増額貸付 (貸付期間延長) を必要とする理由	

上記の申請に同意の上、借入れについて連帯して債務を負担することを約します。

年 月 日

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

(注)

- 1 不要な文字を抹消すること。
- 2 この申請書には、「増額貸付 (貸付期間延長) を必要とする理由」を証明する書類を添付すること。

様式第20号（第12条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ⑩

連 帯 借 主 住所
氏名 ⑩

法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ⑩
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

福祉資金貸付減額申出書

次のとおり 福祉資金の貸付けを減額したいので申し出ます。

減額する金額	金 円 (月額 円)
減額する期間	年 月から (年 月間)
減額する理由	

様式第21号（第13条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事

様

借 主 住所

氏名

㊞

福祉資金借主資格喪失申出書

次のとおり借主としての資格を失いましたので申し出ます。

資格喪失事由発生日	年 月 日
資格喪失の事由	<p>該当する事由の番号を○で囲み、下欄に具体的に記入してください。</p> <p>1 修学資金の貸付けを受けている場合</p> <p>(1) 修学資金の貸付けにより修学している者が、死亡し、又は修学することをやめた。</p> <p>(2) 修学資金の貸付けを受けている配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子又は寡婦（以下「配偶者のない女子等」という。）が、死亡し、婚姻等（事実婚を含む。）により配偶者のない女子等でなくなり、又は当該資金の貸付けを受けて修学している児童又は20歳以上である子等を扶養しなくなった（児童又は20歳以上である子等が婚姻した場合を含む。）。</p> <p>(3) 修学資金の貸付けを受けている児童又は20歳以上である子等が、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第5条第2項各号、第31条の3第2項各号又は第33条第2項各号のいずれにも該当しなくなった。</p> <p>2 技能習得資金及び生活資金の貸付けを受けている場合</p> <p>(1) 貸付けを受けている者が、配偶者のない女子等でなくなった。</p> <p>(2) 貸付けを受けている者が扶養している全ての者が、児童でなくなった。</p> <p>(3) 貸付けを受けている者が、児童を扶養しなくなった。</p> <p>(4) 貸付けを受けている者が、死亡した。</p> <p>(5) 貸付けを受けている者が、技能習得資金の貸付けによる知識技能の習得をやめた。</p> <p>(6) 貸付けを受けている者が、失業者でなくなった。</p> <p>3 修業資金の貸付けを受けている場合</p> <p>(1) 修業資金の貸付けにより知識技能を習得している者が、死亡し、又は当該知識技能の習得をやめた。</p> <p>(2) 修業資金の貸付けを受けている配偶者のない女子等が、死亡し、婚姻等（事実婚を含む。）により配偶者のない女子等でなくなり、又は当該資金の貸付けを受けて知識技能を習得している児童又は20歳以上である子等その他これに準ずる者を扶養しなくなった（児童又は20歳以上である子等が婚姻した場合を含む。）。</p> <p>(3) 修業資金の貸付けを受けている児童又は20歳以上である子等が、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第5条第2項各号、第31条の3第2項各号又は第33条第2項各号のいずれにも該当しなくなった。</p>
具体的な内容	

様式第22号（第13条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ⑩

連 帯 借 主 住所
氏名 ⑩

法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ⑩
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

福祉資金貸付辞退申出書

次のとおり 福祉資金の貸付けを辞退したいので申し出ます。

辞退する金額	金 円 (月額 円)
辞退する期間	年 月から (年 月間)
辞退する理由	

様式第23号 (第13条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに貸し付けている 福祉資金については、下記のとおり貸付けを停止しますので通知します。

なお、既に貸付済の資金がある場合に、借主が償還をしない場合は、連帯保証人にお支払いいただくこととなりますので、御承知おき願います。

記

資 金 の 種 類 及 び 種 別	福祉資金 (資 金)
貸付決定年月日 及び貸付番号	年 月 日 第 号
借 主 氏 名	
連 帯 借 主 氏 名	
貸付停止時期	年 月分から
貸付停止理由	
貸 付 済 額	金 円 (年 月分から 年 月分まで)
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %
据 置 期 間	年 月から 年 月まで
償 還 期 間	年 月から 年 月まで
償 還 方 法	<input type="checkbox"/> 一時償還 <input type="checkbox"/> 賦 回払い 1 回目の償還額 円 2 回目以降の償還額 円
連 帯 保 証 人	
備 考	

(注)

- 1 同封の借用書に借主、連帯借主及び連帯保証人がそれぞれ自署の上、実印を押印して10日以内に提出してください。
- 2 前回の借用書提出時と住民票所在市町村が変更になった場合は、新しい住所地における印鑑登録証明書を改めて提出してください。
- 3 貸付停止後に、上記に定める貸付済額を超えて貸し付けた額がある場合は、別途速やかに返還してください。

様式第24号（第14条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所

氏名

⑨

(借主(連帯保証人)との続柄:)

借主(連帯保証人)死亡届

次のとおり 福祉資金の借主(連帯保証人)が死亡しましたので届け出ます。

死亡者 (生前) 住所
氏名
死亡日

(注)

- 1 不要な文字を抹消すること。
- 2 借主(連帯保証人)の死亡日及び死亡した住民票所在地の分かる書類(住民票の除籍謄本で本籍地の記載のあるもの等)を添付すること。

様式第25号 (第15条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名

Ⓜ

連帯保証人変更承認申請書

次のとおり連帯保証人を変更したいので、承認していただきますよう申請します。

ふりがな 旧連帯保証人氏名				
新 連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	(電話番号)		
	借主との関係			
	職業(会社名)		月 収	万円
	家 族 数 (本人を除く。)		負 債	円
変更する理由				

上記の申請に同意の上、 福祉資金の借入れについて借主 と連帯して債務を負担することを約します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
氏 名

Ⓜ

(注) 新連帯保証人は、必ず自署し実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第26号 (第16条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名

⑩

氏名 (住所) 変更届

借 主

次のとおり 連 帯 借 主 の氏名 (住所) を変更しましたので届け出ます。

連帯保証人

新	ふりがな 氏 名	
	住 所	(電話番号)
旧	ふりがな 氏 名	
	住 所	(電話番号)
氏名の変更の場合、その理由		

(注)

- 1 変更により届出を行う借主、連帯借主、連帯保証人のうち、該当する者を○で囲むこと。
- 2 不要な文字を抹消すること。
- 3 氏名の変更の場合は、その理由を記入の上、戸籍抄本等氏名の変更を確認できる書類を添付すること。
- 4 資金貸付中において、借主又は連帯借主が婚姻 (事実婚を含む。) した場合は、福祉資金借主資格喪失申出書 (様式第21号) を併せて提出すること。

様式第27号 (第16条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

④

名称(所在地)変更届

次のとおり法人の名称(所在地)を変更しましたので届け出ます。

新	名称	
	所在地	(電話番号)
旧	名称	
	所在地	(電話番号)
備考		

(注)

- 1 「名称(所在地)」は、不要な文字を抹消すること。
- 2 名称を変更した場合は、登記事項証明書等法人名称の変更を確認できる書類を添付すること。

様式第28号 (第16条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

㊞

理事変更届

次のとおり理事を変更しましたので届け出ます。

	氏 名	住 所	性別	生年月日	職 業	配偶者の 有 無
新						
旧						
変更の理由						
変更年月日						

(注) 新理事の戸籍謄本を添付すること。

様式第29号 (第16条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

④

福祉資金の借受けに関する事情の変更届

次のとおり当団体に事情の変更がありましたので届け出ます。

(事情の変更内容)

様式第30号 (第17条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名

㊞

転校届

次のとおり転校しましたので届け出ます。

転校者の氏名 ふりがな	
転校先	
転校の期日	年 月 日

(注)

- 1 転校先の学校の在学証明書を添付すること。
- 2 貸付月額に変更が生じる場合は、「福祉資金増額貸付（貸付期間延長）申請書」又は「福祉資金貸付減額申出書」と併せて、必要経費の分かる資料を提出すること。

様式第31号 (第17条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名

⑨

連 帯 借 主 住所
氏名

⑨

休学届

次のとおり休学しましたので届け出ます。

休 学 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
休 学 の 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

(注)

- 1 休学の届出が遅延すると貸付金の交付が停止されず、貸付停止後の期間に相当する貸付金の返還が必要となるので、休学の事実が発生した際には、速やかに届出を行うこと。
- 2 休学により資金交付を一時停止するため、復学後に別途「復学届」を提出すること。

様式第32号（第17条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名

㊞

連 帯 借 主 住所
氏名

㊞

復学届

次のとおり復学しましたので届け出ます。

復 学 年 月 日	年 月 日
休 学 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
復 学 し た 学 年	
そ の 他 必 要 事 項	

(注) 学校長の復学した旨の証明書を添付すること。

様式第33号（第18条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者職氏名

㊞

事業収益使用承認申請書

次のとおり 年度の事業収益を資金の貸付けを受けた事業以外の用途に使用したいので承認していただきますよう申請します。

貸付対象事業		総事業収益 (年度)	円
収益を使用したい 貸付対象以外の事業		使用したい金額	円
使用計画			

(注) 当該年度の対象事業の収益計算書を添付すること。

様式第34号（第19条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ⑩

連 帯 借 主 住所
氏名 ⑩

法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ⑩
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

福祉資金繰上償還申出書

次のとおり 福祉資金を繰上償還したいので申し出ます。

貸付決定年月日	年 月 日
借 用 金 額	金 円
繰上償還額等	元金 円 利子 円 年 月分から 年 月分までの償還分
繰上償還予定年月日	年 月 日
繰上償還する理由	

様式第35号（第20条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事

様

借 主 住所

氏名

⑩

連帯保証人 住所

氏名

⑩

福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり 福祉資金の据置期間を延長していただきますよう申請します。

貸付決定年月日	年 月 日
及び貸付決定番号	第 号
借 用 金 額	金 円
据置期間満了年月日	年 月 日
延 長 期 間	据置期間の最終日の翌日から 年 月まで
延長を必要とする理由	
その他必要事項	

様式第36号（第21条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ㊟連 帯 借 主 住所
氏名 ㊟法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ㊟
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)連帯保証人 住所
氏名 ㊟

福祉資金償還計画変更承認申請書

次のとおり 福祉資金の償還計画を変更したいので、承認していただきますよう申請します。

借 用 金 額	金 円
償 還 済 額	金 円
変更前の償還計画	年 月分から 年 月分まで 回払 賦
変更後の償還計画	年 月分から 年 月分まで 回払 賦
変 更 の 理 由	

様式第37号（第22条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ㊟連 帯 借 主 住所
氏名 ㊟法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ㊟
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)連帯保証人 住所
氏名 ㊟

福祉資金償還金支払猶予申請書

次のとおり 福祉資金の償還金の支払を猶予していただきますよう申請します。

支 払 猶 予 申 請 金 額	元金	円	年 月分からの償還分 年 月分まで
	利子	円	
支 払 猶 予 期 間	年 月から 年 月分まで 年 月間		
支 払 猶 予 申 請 の 理 由			

(注)

- 1 進学等による場合は、在学証明書等を添付すること。
- 2 進学等以外の理由による場合は、その理由が確認できる書類を添付すること。

様式第38号 (第25条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ㊟借主の債務承継者 住所
氏名 ㊟
(借主との続柄)連 帯 借 主 住所
氏名 ㊟法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ㊟

(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

福祉資金償還免除申請書

次のとおり 福祉資金の償還を免除していただきますよう申請します。

償還免除申請金額	元金	円	年 月分からの償還分
	利子	円	
借 用 金 額	円		
償 還 期 間 等	方 法	年 賦償還	期 間 年 月から 年 月まで
償 還 済 額	円	償還済の 期 間	年 月から 年 月まで
未 償 還 額	円		
償 還 免 除 申 請 の 理 由	借 主		
	債務承継者		
	連 帯 借 主		
	連帯保証人		

(注)

- 借主の債務承継者の欄には、相続人を記載してください。
- 「償還免除申請の理由」欄に記載した事由(精神又は身体に著しい障がいを受けたこと)が確認できる書類を添付すること。

様式第39号 (第26条関係)

資金の種別	資金
貸付決定番号	

年 月 日

島根県知事 様

借 主 住所
氏名 ㊟連 帯 借 主 住所
氏名 ㊟法定代理人 住所
(親権者又は未成年後見人)
氏名 ㊟
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)連帯保証人 住所
氏名 ㊟

福祉資金違約金徴収特例措置適用申請書

次のとおり 福祉資金の償還金(一時償還金、納付金)に係る違約金の特例措置を適用していただきますよう申請します。

資金の交付済額	金	円 (月額	円 月分)
延滞償還金額	第 回償還金 金 円	支払期限	年 月 日
延滞総日数	日	違約金の額	金 円
違約金の免除を受けようとする理由	(災害、疾病、負傷、その他)		

(注) 償還金、一時償還金、納付金のうち不要な文字を抹消すること。

様式第40号（第27条関係）

第 号

年 月 日

様

島根県知事



福祉資金一時償還決定通知書

さきに 福祉資金を貸し付けましたが、次の理由により母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7又は第38条において準用する第16条）の規定に該当するので、次のとおり一時償還してください。

資 金 の 種 類 及 び 種 別	福祉資金 (資 金)
貸付決定年月日 及び貸付決定番号	年 月 日 第 号
一時償還の理由	
貸付金の交付済額	金 円 (年 月から 年 月まで)
一時償還金額	金 円
一時償還の納期限	年 月 日
連 帯 借 主 氏 名	
連 帯 保 証 人 氏 名	
備 考	

(注)

- 1 納付方法が口座振替の場合は、納期限の前日までに口座に入金しておいてください。
- 2 納付方法が納入通知書の場合は、後日送付する納入通知書により納期限までに納付してください。
- 3 償還金を納期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、年5.0%の割合で違約金を徴収します。